

【参考】監督方針の構成（主要行）

1. 総論

1. 金融システムを取り巻く環境

- ・欧州情勢、電力供給の制約等が、国内経済に与える影響
- ・世界経済の影響を受けやすい金融システムの特長（欧州の政府債務問題、米国の経済・金融動向、中国などの新興市場の動向等）

2. 監督当局の取組姿勢等

- ・ベター・レギュレーションの一層の定着・深化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む。その際に、足元の欧州情勢や、中小企業金融円滑化法の最終延長の一年であること、東日本大震災の被災地の実情等を、十分踏まえる。

- ① **リスク感応度の高い行政**（個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握、システム・業務継続体制の点検）
- ② **国民の目線・利用者の立場に立った行政**（顧客保護や利用者利便の一層の向上）
- ③ **将来を見据えた行政**（国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融機関が抱える共通の構造的課題も念頭に置く）
- ④ **金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政**（金融機関との率直かつ深度ある対話、各行における先進的取組みを他行に紹介等）

※ 検査部局、証券取引等監視委員会、日本銀行、日本公認会計士協会等との緊密な連携（特に検査・監督一体となったモニタリングの実施・強化）

※ 金融機関の負担軽減に配慮した監督行政（報告等の年1回の定期的な点検等）

2. 監督重点分野

1. 円滑な金融仲介機能の発揮

(1)東日本大震災に対する金融面からの対応

二重債務問題に対する対応状況の注視、復旧・復興に向けた資金需要の対応状況の確認等

(2)成長可能性を重視した金融機関の新規融資等の取組みの促進

新規融資の積極的な取組みを促進

地域経済の実情等も踏まえつつ顧客ニーズに応じた対応（他の金融機関・外部機関との連携）、エクイティファンド等による起業等への支援、ABL等の多様な金融手法の活用、日本企業によるアジア等への海外進出支援、海外展開・プロジェクトファイナンス等の強化の促進

(3)中小企業金融・個人向け融資（住宅ローン等）に対する金融仲介機能の発揮

①中小企業向け融資・住宅ローンの円滑化

借手企業への積極的なコンサル機能の発揮、外部機関・他の金融機関との連携、実抜計画の策定状況等の検証、経営者以外の第三者に対する個人連帯保証の原則禁止、資本性借入金の活用、住宅ローンの金利減免の対応状況確認等

②消費者向け貸付けへの対応に関する実態把握

2. リスク管理と金融システムの安定

(1)マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督

① 注視すべきリスク分野

欧州の政府債務問題、米国の経済・金融動向、新興市場の動向、金利上昇リスク、住宅ローンのリスク管理、政策保有株式の削減、流動性リスク等

② リスク管理手法の改善

経営陣の主導性発揮によるリスク波及効果の認識、テールリスクも織り込んだストレステストの実施、

③ 財務基盤の強化

自己資本の充実

(2)収益力強化の取組みを支えるリスク管理態勢の充実

① グループ全体でのリスク管理態勢の強化

持株会社によるグループ全体のリスク管理（事務リスク・オペリスク・風評リスク等の管理を含む）

② 国際展開への対応

非日系与信、海外店・海外現法も含むリスク管理

(3)国際的に活動し、大規模で多様な業務を行う金融機関に対する深度ある監督

(4)新規参入銀行、外国銀行支店等について

3. 顧客保護と利用者利便の向上

(1)業務の継続性の確保

システムリスク評価の内部管理態勢等の確認
訓練等を通じた業務継続計画の実効性の確認

(2)情報セキュリティ管理の徹底等

顧客情報の厳格な管理の徹底

特にインサイダー取引防止に向けた対応の徹底

(3)リスク性商品の販売態勢等の充実

為替デリバティブ、通貨選択型ファンド等のリスク性商品に係る適合性原則の遵守状況・社内の動機付け・不招請勧誘に関する法令遵守状況・販売後のフォローアップ態勢、投資信託等の販売時の説明態勢等の検証、年金基金等の法人顧客への対応状況の確認（年金信託における受託者責任、注意義務の忠実な履行等）等

(4)相談・苦情処理態勢の充実

金融ADR制度への対応状況の注視

(5)金融機能の不正利用の防止

震災を悪用した振り込め詐欺への対応、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み、サイバー攻撃等への対応に向けた警察との連携強化等（※その他、LIBOR問題をめぐる対応も明記）